

先端的サービスの開発・構築及び規制・制度改革に関する調査事業（連携“絆”特区対象）

Q&A（公募要領等に関する質問とその回答）

※本Q&Aは、本事業の公募開始から問い合わせ期限（2024年8月21日12時）までにあった問い合わせとその回答を取りまとめたものです。

2024年8月23日

	質問	回答
1	企画競争公募要領P.2（1）実施主体①『「連携“絆”特区」の地方公共団体と事業者（単独又は共同）を構成員に含む協議会』について、地方公共団体は構成員として参加が必須であるという認識で間違いないでしょうか。	その通りです。
2	企画競争公募要領P.2（1）実施主体②について、『事業者には、大学・研究機関等を含む』と記載されていますが、応募事業者は大学・研究機関の参画が必須でしょうか。	大学・研究機関の参画は必須ではございません。
3	企画競争公募要領P.34．応募手続（1）応募書類⑦記載の『「連携“絆”特区」の地方公共団体が抱える地域課題の解決等に資する先端的サービスであり、その実現のために本事業を実施する」ことについて、当該地方公共団体による確認を受けていることを証する書面の写し（様式任意）』（確認書）について、例えば福島県では、「県」ではなく、「県内の市町村自治体」が作成した確認書の提出でも良いでしょうか。	最低限「県」からの確認書の提出が必要です。
4	契約書類様式第2号の委託業務再委託申請書の提出はいつ行えば良いでしょうか。	採択結果確定後、採択事業者に対して、別途提出時期をご案内いたします。なお、応募書類様式5の再委託に関する事項（積算内訳）については、公募締切までに提出が必要です。
5	企画競争公募要領P.34．応募手続（1）応募書類①企画提案概要（様式1）及び②企画提案書（様式2）について、枚数の制限はありますか。	枚数の制限はございません。